

○群馬県水防協議会条例

昭和二十四年八月二十三日条例第三十九号

改正

昭和三二年 八月 一日条例第三九号

昭和三九年 三月三十一日条例第三〇号

平成一一年一二月二二日条例第八八号

平成一八年 三月二八日条例第七号

平成二五年一二月二四日条例第七一号

水防法に基く群馬県水防協議会条例を、次のように定める。

群馬県水防協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第八条第一項の規定により設置する群馬県水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、会長及び委員十五人以内で組織する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、その指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の代理)

第三条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その委員の指名する職務上の代理者が、その職務を行うことができる。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とする。

3 知事は、特別の事由があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議の招集等)

第五条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第六条 協議会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第七条 協議会に幹事及び書記各若干人を置き、県職員のうちから会長が命ずる。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(旅費)

第八条 会長及び委員には、旅費を支給することができる。この支給基準は、官公職を有する者に対しては、その本職相当額とし、その他の者に対しては、一般職の職員の行政職給料表の七級相当額とする。

2 前項に定めるもののほか、旅費については、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和三十八年群馬県条例第二十四号）の例による。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会において必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十四年八月三日から適用する。

附 則（昭和三十二年八月一日条例第三十九号）

1 この条例は、公布の日から起算して百日を超えない期間内において知事が規則で定める日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。ただし、旅費に関する改正後のそれぞれの規定は、第

一条により改正された滞在旅費及び委員会出席当日の日当に関する規定を除きこの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(昭和三十二年十月規則第五十七号で、同三十二年十月二十一日から施行)

- 2 特別職の職員が昭和三十二年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬若しくは給与又は旅費は、この条例による報酬若しくは給与又は旅費とみなす。

附 則 (昭和三十九年三月三十一日条例第三十号抄)

- 1 この条例(中略)は、公布の日から(中略)施行する。ただし、(中略)昭和三十八年四月一日から(中略)適用する。

附 則 (平成十一年十二月二十二日条例第八十八号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十八日条例第七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 (前略)第五条の規定による改正後の群馬県水防協議会条例の規定(中略)は、平成十八年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年十二月二十四日条例第七十一号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定(「協議会」を「協議会」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「会長事故」を「会長に事故が」に改める部分に限る。)及び第三条から第九条までの改正規定は、公布の日から施行する。